

令和5事業年度 業務実績説明資料



独立行政法人労働者健康安全機構

Japan Organization of Occupational Health and Safety

独立行政法人労働者健康安全機構の概要

設立 平成16年4月1日

独立行政法人労働者健康福祉機構（平成16年設立）と独立行政法人労働安全衛生総合研究所（平成18年設立）が平成28年4月に統合し設立

独立行政法人の分類 中期目標管理法

中期目標期間：5年間

（第4期：平成31年4月1日～令和6年3月31日）

設立目的

独立行政法人労働者健康安全機構法第3条（機構の目的）

独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）は、療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業、特定石綿被害建設業務労働者等（特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）第二条第三項に規定する特定石綿被害建設業務労働者等をいう。）に対する給付金の支払等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

主な役割

○研究及び試験事業

- ・労働安全衛生研究（**労働安全衛生総合研究所**）
労働安全衛生の総合研究機関として、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究を実施
- ・労災疾病等医学研究
労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、3つの分野に集約化して研究開発を実施

○労働災害調査事業

大規模な労働災害や発生メカニズムが複雑な労働災害等の原因究明のための専門的な調査

○化学物質等の有害性調査事業（**日本バイオアッセイ研究センター**）

労働者の健康障害防止対策のために、化学物質の有害性調査等を実施

○労災病院事業（**労災病院**）

労災疾病等に関する予防から診断、治療、リハビリテーション、両立支援、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療を提供、地域の医療水準の向上に貢献

○産業保健活動総合支援事業（**産業保健総合支援センター**）

産業保健サービスの提供等の支援を通じて、事業場における自主的産業保健活動を促進

○治療就労両立支援事業（**治療就労両立支援センター（部）**）

治療と就労の両立支援の事例の収集・分析をした上で医療機関向けマニュアルを作成し、労災指定医療機関等へ普及

○専門センター事業（**医療リハビリテーションセンター・総合せき損センター**）

重度の被災労働者に対し高度・専門的な医療、リハビリテーションを実施し、被災労働者の社会復帰を支援

○未払賃金立替払事業

事業場の倒産等により未払となった賃金等を事業主に代わって労働者に立替払を実施

○納骨堂の運営事業（**高尾みころも霊堂**）

産業災害殉職者の御霊を奉安する霊堂の環境整備、産業殉職者合祀慰霊式の実施

○特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払

建設現場で石綿にばく露し、石綿関連の疾病を発症した労働者等に対する給付金支払の実施

業務実績 評価項目一覧

項目別評定調書	評価項目	頁	実績評価 (自己評価)
<u>1-1-1</u>	労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進【重要度「高」】	3	A
1-1-2	労災疾病等に係る研究開発の推進	7	A
1-2	労働災害調査事業	10	A
<u>1-3</u>	化学物質等の有害性調査事業【重要度「高」】	13	B
<u>1-4</u>	労災病院事業【重要度「高」】	15	A
<u>1-5</u>	産業保健活動総合支援事業【重要度「高」】【難易度「高」】	18	A
<u>1-6</u>	治療就労両立支援事業【重要度「高」】【難易度「高」】	21	S
1-7	専門センター事業	24	B
<u>1-8</u>	未払賃金立替払事業【重要度「高」】	27	B
<u>1-9</u>	納骨堂の運営事業【重要度「高」】	30	B
1-10	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払	33	B
2-1	業務運営の効率化に関する事項	36	B
3-1	財務内容の改善に関する事項	38	B
4-1	その他業務運営に関する重要事項	41	B

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R1年度：A、R2年度：A、R3年度：A、R4年度：A)

I 中期目標の内容

- 労働安全衛生の総合研究機関として、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化し、行政課題を踏まえた「プロジェクト研究」、「協働研究」、「基盤的研究」、「行政要請研究」、「過労死等に関する調査研究等」を確実に実施すること。
- 総合的な企画調整等を行う部門において、機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう体制を強化すること。
- 研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。
 (指標) ・外部評価において、研究成果について平均点3.25点以上の評価を得ること。⇒類似する研究に係る実績を踏まえ設定。
 ・研究報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けること。⇒類似する研究に係る実績を踏まえ設定。
- 労働者の健康及び安全に対する研究成果の普及・活用を一層図ること。
 (指標) ・中期目標期間中の法令等の制改定等への貢献数は、50件以上とすること。⇒第3期中期目標期間中の目標水準(年10件)を踏まえ設定。
 ・中期目標期間中におけるホームページ中の研究業績等へのアクセス総数を1200万回以上とすること。⇒第4期中期目標策定時の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。

【重要度「高」の理由】

労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準及び国際基準の制定及び改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。
 労働安全衛生行政上の課題に対応した研究の成果が、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることで、労働災害の減少に結び付くため。等

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和5年度		令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達 成 度			
研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映する。	外部評価における研究成果の評価 (目標 平均点3.25点以上)	4.28点	131.7%	135.7%	124.9%	122.8%	117.2%
	厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けた研究報告書割合 (目標 80.0%以上)	100.0%	125.0%	125.0%	125.0%	125.0%	125.0%
調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連する基準等の制定及び改正等に積極的に貢献する。	法令・基準の制改定等への貢献 (目標 10件以上)	13件	130.0%	130.0%	120.0%	160.0%	180.0%
調査及び研究の成果について、原則としてホームページに掲載する。	ホームページアクセス数 (目標 240万回以上)	312万回	130.0%	116.7%	118.6%	129.3%	123.5%

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要因分析（分類：①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」）
外部評価における研究成果の評価 （目標 平均点3.25点以上）	② 研究の実施前後（必要に応じて実施中）に厚生労働省政策担当部門との意見交換を延べ16回実施し、研究内容のすり合わせや研究成果等の報告等について協議し、行政への貢献度が高くなるように努めた。さらに、第三者評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映することで研究成果の向上に努めた。
厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けた研究報告書割合（目標 80.0%以上）	② 研究の実施前後に厚生労働省政策担当部門との意見交換を延べ16回実施し、担当研究者が政策上の課題、問題意識を十分に理解し、研究業務に反映することで研究成果の向上に努めた。 これら行政との頻繁な協議を行うことで高い水準を維持している。ただし、研究の性格上、努力したとしても必ずしも当初見込みの結果に繋がらないものも一定の割合で存在しうることや、社会情勢の変化により研究成果が政策に還元されるかどうか研究開始前の想定と異なる状況になることもありうることも踏まえると、現在の目標値は概ね妥当な水準と考える。
法令・基準の制改定等への貢献 （目標 10件以上）	② 厚生労働省政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めた。行政との意見交換を行いながら行政政策への貢献に努めているが、研究の性格上必ずしも当初想定した結果に繋がらないものも一定の割合で存在しうることや、社会情勢の変化により研究開始前の想定と異なる状況になることも踏まえると、現在の目標値は概ね妥当な水準と考える。
ホームページアクセス数 （目標 240万回以上）	② 研究業績・成果等の情報を都度更新することにより、アクセス数を確保することができた。研究成果について、安衛研ホームページのリンクを機構ホームページに掲載し連携を図ることや、国民が理解しやすく活用しやすいものにするなど閲覧者の利便性向上に努めた。

Ⅲ 評価の根拠

根 拠	理 由
研究業務の着実な実施と貢献	<p>目標の指標をいずれも上回ったほか、要請に応じ厚生労働省等の検討会への委員としての参加や資料提供等に対応し、騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について（令和5年4月20日）等国の労働衛生施策の策定に貢献した。研究者がこのような機会に積極的に参加することによって行政の動きや考え方を理解し、またそれらを研究に活かすことでより一層労働安全衛生政策の企画立案に貢献できるものとする。</p> <p>労働安全衛生の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等、機構内の複数の施設が有する機能等を連携させて行う協働研究として昨年度に引き続き5課題（安衛研、複数の労災病院等で協働）を実施しており、令和5年度から行動災害防止に関する協働研究を開始した。</p>
研究の実施体制等の強化	<p>令和5年度から開始された第14次労働災害防止計画の重点事項の1つとされている作業行動に起因する労働災害防止に向け、厚生労働省と協議し、新たに行政要請研究及び協働研究（安衛研、労災病院で協働）を開始した。また、検討会等に積極的に協力を行った。</p>

【プロジェクト研究】の一例

帯電防止技術の高度化による静電気着火危険性低減に関する研究

静電気は危険性の可視化が難しく、対処が困難である。対策としては製造工程や作業環境を見直すことにより、危険性の低減が見込まれる。従来の対策を改良し、新たな手法を加え、帯電防止技術を高度化するための研究を実施した。

得られた知見・成果

可燃性混合気に対する高帯電の危険性評価方法確立等を実施した。粒体攪拌や輸送におけるアルゴンガス充填や容器内減圧の気体制御による摩擦静電気の抑制技術を検証した。「可燃性粉体塗料用静電ハンドスプレー装置の安全に関する技術指針」を策定・発行した。産業現場に普及しやすいハンディタイプの小型接地確認装置の開発・製品化を実施した。



(参考)小型接地確認装置

【協働研究】の一例

ベリリウム化合物等の取扱作業等へのばく露防止及び健康管理に関する研究

多くの産業分野で用いられているベリリウムのばく露状況及びその健康への影響を調査した。ベリリウムばく露による肺障害の解明及びその発症予防と早期発見のために、画像検査、血液検査等を行い、その病態を調査するとともに、肺の診断に必要な知見を確立するための研究を実施した。

期待される成果

現在規制対象外である含有濃度3%以下のベリリウム合金を扱う事業所におけるばく露状況や健康障害の実態を把握することが可能となる。また、ベリリウム感作、CTによる健康障害の早期評価の可能性、免疫学的知見等を網羅的に解析することにより、今後のベリリウム取扱業務におけるばく露防止対策や健康管理の見直しに貢献できる。



参考)CT撮影例

【行政要請研究】の一例

テールゲートリフターを用いた安全な荷役作業のあり方に関する研究

貨物自動車の荷役作業で使われているテールゲートリフターを起因とした労働災害は後を絶たない。また、ロールボックスパレットを用いた際、昇降板からの墜落・転落、パレットの下敷きなど重篤度の高い災害になることが判明している。このため、テールゲートリフターの構造要件(主にロールボックスパレットを対象とした荷役)、その取扱いに当たり必要な安全対策等を講じるための研究を実施した。

得られた知見・成果

「テールゲートリフターを用いた安全な荷役作業のあり方に関する研究」の成果が、「貨物自動車の昇降設備の設置、保護帽の着用等に関する問答について(労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第33号)関係問答)」(事務連絡、令和5年8月1日)で採用された。

(参考)ロールボックスパレット転倒試験例



【研究の実施体制等の強化】

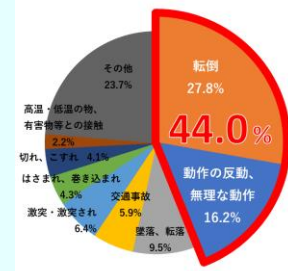
○第14次労働災害防止計画を念頭に置いた転倒災害及び腰痛の防止に向けた取り組み

● 「行動災害防止に関する研究体制強化のための検討会」を設立し、転倒・腰痛に関する研究を行っている研究者及び関連団体等のリストを取りまとめるとともに、各研究者が行っている研究活動を共有する機会を設けた。検討会には厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課、労働衛生課の担当者もオブザーバー参加。本検討会の構成員に令和6年度厚生労働科学研究費課題(腰痛関連)の公募を紹介し、複数の研究機関の研究者における研究チームを立ち上げ応募した結果、一題が採用された。

● 第14次労働災害防止計画を踏まえ、令和5年度から新たに転倒災害及び腰痛の防止に重点を置いた行政要請研究1課題「高齢労働者に係る死亡災害の発生要因と傾向の分析」、協働研究1課題「小売業と社会福祉施設における転倒防止」の研究を開始した。



労働災害の推移



作業行動に起因する災害の割合

評価項目No. 1-1-2 労災疾病等に係る研究開発の推進

自己評価 **A**

(過去の主務大臣評価 R1年度：A、R2年度：B、R3年度：A、R4年度：A)

I 中期目標の内容

1. 労働災害の発生状況等を踏まえ、「職業性疾病等の原因、診療及び治療」、「労働者の健康支援」、「労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化」の3領域について、時宜に応じた研究に取り組むために、協働研究と連携を図りつつ、研究を行うこと。
 2. 労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例蓄積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集できるような連携体制の構築を引き続き行うこと。
 3. 予防医療、病職歴及び両立支援データベースの整備及び活用等に取り組むこと。
 4. 研究成果については、原則としてホームページに掲載すること。
- (指標)

・中期目標期間中におけるホームページ中の研究業績等へのアクセス総数を1200万回以上とすること。⇒第4期中期目標策定時の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和5年度		令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達 成 度			
・労働災害の発生状況を踏まえ、協働研究と連携を図りつつ、研究を行う。 ・研究の成果については、原則としてホームページにおいて公開する。	ホームページアクセス数(目標 240万回以上)	312万回	130.0%	116.7%	118.6%	129.3%	123.5%

要因分析(実績値/目標値が120%以上又は80%未満)

指 標	要因分析(分類：①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」)
ホームページアクセス数 (目標 240万回以上)	② 調査及び研究の成果等を、国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいように、ホームページで公開する際の掲載方法に工夫を凝らした。また産業保健総合支援センターが発行する情報誌「産業保健21」などの他の媒体でも研究成果やホームページを紹介し、研究成果の普及に努めた。

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
労働者の健康支援領域「メタボローム」テーマにおける研究成果及び普及活動	労災病院グループだけでなく複数の大学との多施設共同研究を行い社会的意義の高い結果が得られた。「 <u>血漿メタボローム解析による過労死等関連生化学的指標の確立</u> 」において、過労による心血管疾患リスクの上昇を検出するためバイオマーカーに関する論文がInternational Journal of Molecular Sciences (2024, 25, 6674.) に掲載された。また、「 <u>早期慢性膵炎の疾患概念の研究と新規診断法の開発</u> 」では、早期慢性膵炎の疾患概念の確立と診断用バイオマーカーの発見に繋がる成果が得られ論文投稿準備中である。
新規4テーマにおける研究開発計画書作成及び研究開始	職業性疾病等の原因と診断・治療領域として「 <u>脊柱靭帯骨化症</u> 」、労働者の健康支援領域として「 <u>妊娠時の食・生活習慣</u> 」、労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化領域として「 <u>アスベスト</u> 」及び「 <u>じん肺</u> 」の4テーマについて、業績評価委員会医学研究評価部会において研究開発計画書の事前評価を受け承認された。労災病院グループだけでなく、大阪大学、広島大学、神戸大学、川崎医科大学、北海道大学等による多施設共同研究であり、その他労災指定医療機関等とも連携体制の構築を図り研究を開始した。

主な取組

「メタボローム」「早期復職」テーマの研究結果を取りまとめ、学会発表、論文投稿などを行い積極的に研究成果を普及した。また、「脊柱靭帯骨化症」「妊娠時の食・生活習慣」「アスベスト」「じん肺」の4テーマの研究を開始した。

「メタボローム※」テーマ 労働者の健康支援領域

※メタボローム：細胞内代謝によって作られた低分子化学物質の総体を指す呼称で、核酸（DNA）やたんぱく質のほか、糖・有機酸・アミノ酸など数千種におよぶ。

1 血漿メタボローム解析による過労死等関連生化学的指標の確立

心血管疾患

過労死の最大の原因

【医学研究上の課題】

病態：心血管疾患発症の代謝メカニズムは？

診断：急性冠症候群の早期診断バイオマーカーの必要性

血漿のメタボローム解析

対象者

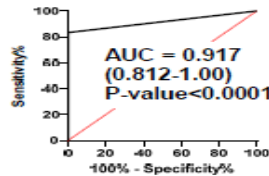
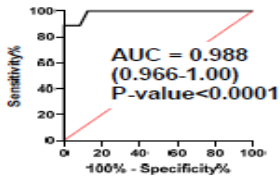
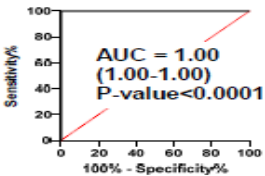
- ①急性冠症候群患者
- ②健診受診者

急性冠症候群発症早期に血漿内濃度が有意に変化する代謝産物（リジン、イソクエン酸、トリプトファン）を用いた多重ロジスティック回帰モデルが、従来の急性冠症候群診断バイオマーカーよりも感度・特異度が良い、診断マーカーとなり得ることを明らかにした

MLR

CK-MB

Troponin I



2024.6.18

論文掲載されました



【社会的意義】

急性冠症候群の早期診断の可能性

2 早期慢性膵炎の疾患概念の研究と新規診断法の開発

労災病院グループのほか、自治医科大学、旭中央病院、東京医科大学による多施設共同研究

慢性膵炎
完治困難

早期慢性膵炎
治癒の可能性

働き盛りの男性

職場ストレス、飲酒

【医学研究上の課題】

病態：早期慢性膵炎は慢性膵炎とは異なるのか？

診断：難易度の高い画像診断

対象者

- ①アルコール性早期慢性膵炎患者
- ②アルコール性慢性膵炎患者
- ③健常飲酒群
- ④健常非飲酒群

血漿のメタボローム解析

早期慢性膵炎診断のバイオマーカーとなる代謝産物を1種特定

【社会的意義】

- ・ 早期慢性膵炎の疾患概念の確立
- ・ 早期慢性膵炎の診断用バイオマーカーの特定

論文投稿準備中

評価項目No. 1-2 労働災害調査事業

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R1年度：A、R2年度：A、R3年度：A、R4年度：A)

I 中期目標の内容

- 労働安全衛生法第96条の2に基づいて、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、可及的速やかに厚生労働省に報告を行うこと。また、個人情報の保護等に留意の上、調査結果を公表し、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。
- 災害調査等の結果を体系的に整理及び分析し、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うこと。

(指標) ・災害調査報告等について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査等を実施し、平均点2.0点以上の評価を得ること。

※ 3点(大変役に立った)、2点(役に立った)、1点(あまり役に立たなかった)、0点(役に立たなかった) ⇒類似する調査等に係る実績を踏まえ設定。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和5年度		令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達 成 度			
災害調査報告等について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査を実施し、平均点2.0点以上の評価を得ること。	依頼元からの評価 (目標 平均点2.0点以上)	2.93点	146.5%	131.0%	144.5%	141.5%	136.5%

要因分析 (実績値/目標値が120%以上又は80%未満)

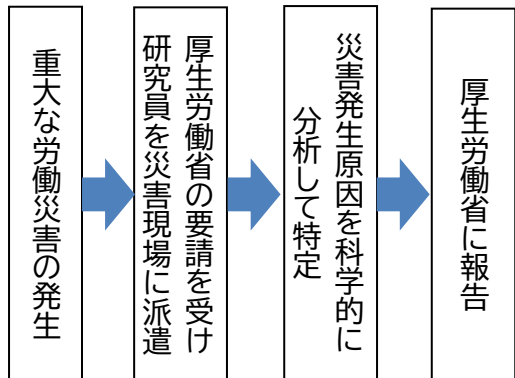
指 標	要因分析 (分類：①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」)
依頼元からの評価 (目標 平均点2.0点以上)	<p>② 厚生労働省からの要請に基づき、迅速かつ適切に研究員を現地に派遣するなどにより調査を行い、高度な実証実験やデータ解析等の実施により調査結果を作成し、速やかに厚生労働省に報告することに努めた。厚生労働省等依頼元からは、「捜査を完遂するには、発生原因や発生機序の解明が必要不可欠なものであった。そのような中、協力が得られた結果、原因等が明らかとなりつつあり、全容解明できるものと思料される。鑑定に携わっていただいた各鑑定人の皆様に、深く感謝申し上げる」等の回答を得た。</p> <p>なお、令和5年度は高い評価を得ているが、今後、厚生労働省からの要請のうち「発生原因を特定させることができない複雑な労働災害」や、「現在在籍している研究員では対処できない労働災害」なども一定の割合で生じることも想定されることを踏まえると、現在の目標値は概ね妥当な水準と考える。</p>

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
災害調査結果の厚生労働省への報告及びこれを踏まえた研究活用・反映	迅速かつ適切に災害調査等を行い、調査結果等を厚生労働省に報告し、調査依頼元から高い評価を得た。
災害調査結果等の研究活用・反映	災害情報のデータベース化を進め、今後、当該データベースに対して体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うための準備を進めた。

労働災害の原因調査の実施

災害調査の流れ



(さらに踏み込んだ研究が必要な場合) 科学的エビデンスを収集・蓄積のため、新規に研究を開始。

法令改正等の再発防止等として反映

再発防止の観点から安衛研のホームページにおいて公表した。

災害調査を契機に開始する研究の事例

○ 高純度結晶性シリカ(半導体を保護する部材の製造に用いる微小粒子素材)による肺疾患事案に係る災害調査結果を踏まえ、労災病院、安衛研による協働研究を実施した。

○ 災害調査「岐阜県中津川市内のトンネル工事現場で発生した落盤災害」で取りまとめた内容を「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に関する検討会報告書」(令和5年3月安衛研とりまとめ)に活用。本報告書の提言を踏まえ、厚労省において「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」が令和6年3月に改正。

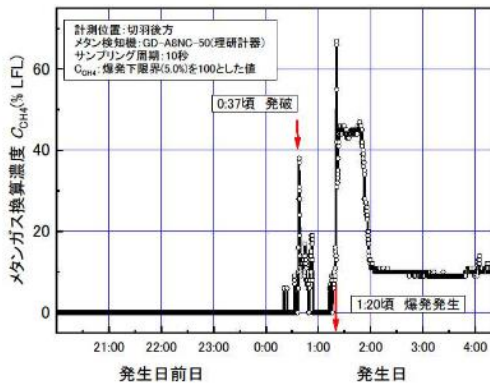
災害調査実績の一例(令和5年度公開分)

「トンネル掘削中の爆発災害」

トンネル掘削中に爆発が起こり切羽付近で掘削作業に従事していた2名が死亡する労働災害が発生。

研究員による現地調査や、爆発原因物質の特定のため、気体試料中の可燃性物質成分の機器分析、着火源の推定を実施した。その結果、可燃性気体が爆発下限界濃度を超えていた時に、掘削機器と岩石との接触火花が発生して着火爆発した可能性があることが判明した。また、トンネル内の排気状況調査のため、排気流速測定を実施した。その結果、プロパンやブタンなどの空気より重くトンネル下部に滞留しやすいガスが効率よく排気できていないこと、事故当時に排気管交換工事が行われ排気能力が減少しており、可燃性物質の濃度が高まった可能性があることが判明した。

今回のケースでは着火源の完全除去は困難と考えらえるが、可燃性ガスの存在確認調査、十分な換気の実施等が再発防止につながることを報告。



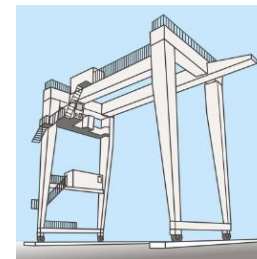
爆発のあった切羽後方におけるメタンガス換算濃度の経時変化

「クラブトロリ式橋形クレーンワイヤロープ切断災害」

クラブトロリ式橋形クレーン(定格過重5トン)の性能検査中に定格荷重のテスト用ウェイトをつり上げたところ、ワイヤロープが突然切断した災害が発生。

研究員による現地調査や、ワイヤロープの損傷・破断状態の調査、使用状況の調査等を実施した。その結果、全長にわたってワイヤロープの片側に偏った摩耗(いわゆる偏心摩耗)が見られ、拡大鏡で破断面を観察したところ短期間ではなく比較的長期間の使用で生じたものと判断されることが判明した。また、部分的にワイヤロープの腐食が見られるものの、断線の主因とは認められないことが判明した。

ワイヤロープが長期にわたって繰り返しシーブ(網車)を通過していた。ワイヤロープのどの部分が最もシーブを通過するかを把握し、その部分を重点的に点検することが再発防止につながることを報告。



クラブトロリ式橋形クレーンの例



調査した事故ロープ破断部試料(左端が破断部)

評価項目No. 1-3 化学物質等の有害性調査事業

重要度 高

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R1年度：B、R2年度：C、R3年度：C、R4年度：B)

I 中期目標の内容

1. 発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定するものについて、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施すること。
2. 長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質の維持や試験手法の的確な選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討すること。
3. 国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めること。
4. 安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性調査等も含め、がん原性試験等の化学物質の有害性調査を、事業場等からの依頼に応じて積極的に受託し、実施すること。

【重要度「高」の理由】

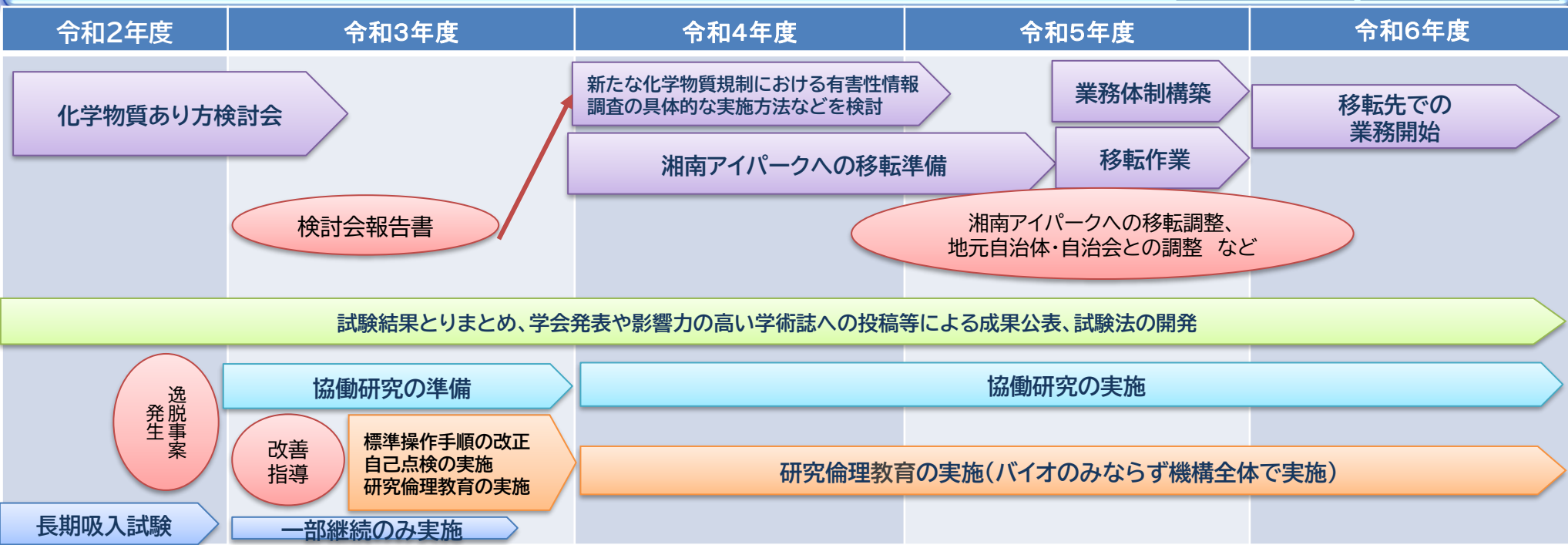
国が化学物質の規制等を行うためには、その有害性についてのエビデンスが必要であるため。

II 指標の達成状況

定量的指標はなし

III 評価の根拠

根拠	理由
化学物質等の有害性調査事業の計画的な実施	<p>中期目標としては、「試験の計画的な実施」、「試験法の開発」、「成果の情報発信」、「受託調査」の4つが掲げられている。</p> <ul style="list-style-type: none">・「試験の計画的な実施」については、長期吸入試験は令和3年度途中から中止しており、4年度は長期吸入試験に替わる有害性調査の具体的な実施方針などについて厚労省、機構等で調整し、民間ラボへの移転準備を行ってきたところ。5年度については、厚労省から示された新たに実施する有害性調査を、次期中期計画初年度から業務開始できるように、民間ラボへの移転作業、移転後の業務体制構築について、厚労省とも協議しつつ取り組んだ。・「試験法の開発」については、吸入性粉じん肺の病態早期検出マーカーの開発を行った。・「成果の情報発信」については、学術雑誌等に論文2報が掲載されている。また、日本バイオアッセイ研究センター（令和6年4月に安衛研と統合）の報告書を引用したIARCの速報（Lancet Oncology）が、海外の化学物質リストへの物質追加に寄与した。・「受託調査」については、5年度は外部からの依頼が無かった。 <p>さらに、協働研究の実施により有害性調査事業の知見を研究に活かすことに取り組んだ。 これらのことから、5年度の自己評価としては、国から示されたミッションは達成したものとB評価とした。</p>

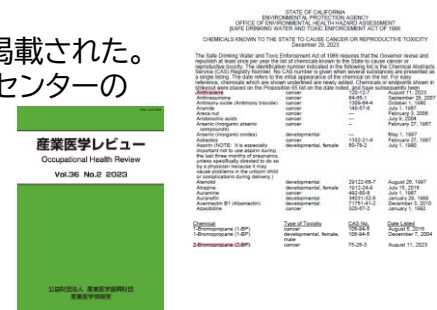


1 試験の迅速化・効率化を図るための試験法等の検討

「結晶質シリカ及び酸化インジウムスズ切削片のラット単回気管内投与と肺を用いた分子生物学的解析(1細胞解析シングルセルRNAシーケンス解析及びメタボローム解析等)」を実施し、吸入性粉じん肺の病態早期検出マーカーの開発について検討。

2 研究成果の公表等

- 「呼吸器疾患事例から考える合成高分子有機粉じんによる肺毒性の研究」が「産業医学レビュー 36(2) 令和5年9月」に掲載された。
- 令和5年5月10日の日本産業衛生学会総会にて多層カーボンナノチューブの許容濃度について、日本バイオアッセイ研究センターの情報が用いられて提案された。本提案が「産衛誌 65 巻令和5年」に掲載されている論文に引用され許容濃度値の設定に貢献した。
- Office of Environmental Health Hazard Assessment(カリフォルニア州環境保護庁有害物質管理局) (Aug 11, 2023)は日本バイオアッセイ研究センターの報告書を引用したIARCの速報(Lancet Oncology)から、アントラセン、2-プロモプロパンを、がんを引き起こすことが知られている化学物質のリストに追加しており、報告書が有害性評価の進展に寄与した。



3 協働研究の実施

「有機粉じん毒性評価のための包括的基盤構築」、「じん肺の新規バイオマーカー(疾病の有無や病状の指標となるもの)及び迅速評価法・治療法の開発に向けた探索的研究」を実施している。(4年度から開始。5年度は2年度目)

評価項目No. 1-4 労災病院事業

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R1年度：B、R2年度：A、R3年度：A、R4年度：A)

I 中期目標の内容

- 高度・専門的な医療を提供するとともに、勤労者医療の総合的な取組について、得られた知見を他医療機関にも効果的に普及させ推進を図ること。
- 都道府県が策定する医療計画や医療圏における医療ニーズも勘案し、病床機能区分の変更等、診療体制の検討を実施し、効果的な地域医療連携を行うこと。
- 地域の医療機関等との連携強化により、地域医療支援病院の要件を充足するとともに、地域の医療機関等を対象にした症例検討会、講習会及び地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を実施すること。
(指標)・労災病院において地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」を確保。⇒地域医療支援病院の基準以上を目標設定。
・地域の医師等に対し、症例検討会等を中期目標期間中、延べ4200回以上実施。⇒第3期中期目標期間(平成26年度～29年度)の平均値を踏まえ設定。
・高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ17万5000件以上実施。⇒第3期中期目標期間(平成26年度～29年度)の平均値を踏まえ設定。
- 大規模労働災害等の災害や新型インフルエンザ等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対応するため、緊急対応を速やかに行える体制を確保。
- 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。
(指標)・患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保。⇒第4期中期目標策定の際の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。
- 新医薬品等の開発促進に資するため、治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うこと。
(指標)・治験症例数を中期目標期間中2万900件以上確保。⇒第3期中期目標期間(4年間：26年度～29年度)の毎年度の平均値を踏まえ設定。
- 労災病院に所属する医師等は、国が設置している検討会等からの参加要請、労災請求等に対する認定に係る意見書の迅速・適正な作成等について、積極的に協力すること。アスベスト関連疾患に対して、健診、相談及び診療に対応、医療機関に対する研修等により診断技術の普及、向上を積極的に図ること。
- 北海道中央労災病院の統合につき、同病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野の医療に配慮しつつ、関係者と協議の上、適切に措置できるよう検討を進めること。等

【重要度「高」の理由】

「アスベスト問題に係る総合対策」において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められており、一層の協力が求められているため。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和5年度		令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達 成 度			
地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の要件を充足する。	紹介率(目標 76.0%以上)	83.8%	110.3%	103.2%	101.7%	104.1%	102.6%
	逆紹介率(目標 63.0%以上)	76.2%	121.0%	111.4%	110.1%	115.6%	106.0%
地域の医療機関等を対象にした症例検討会や講習会等を行う。	症例検討会・講習会開催回数(目標 840回以上)	1,340回	159.5%	142.9%	105.7%	36.9%	106.2%
地域の医療機関等から高度医療機器を用いた受託検査を実施する。	受託検査件数(目標 35,000件以上)	31,356件	89.6%	90.9%	94.0%	93.4%	104.5%
患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供する。	患者満足度(目標 80.0%以上)	84.9%	106.1%	106.3%	106.6%	108.3%	103.9%
労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を確保する。	治験症例数(目標 4,180件以上)	2,746件	65.7%	94.4%	124.5%	108.8%	114.4%

要因分析

指 標	要因分析（分類：①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」）
逆紹介率 （目標 63.0%以上）	② 地域の医療機関との連携強化並びに自院の外来診療の効率化及び入院診療の強化の観点から、比較的症状が安定した患者を紹介元の開業医等へ積極的に逆紹介するなどした結果、年度計画63.0%を大幅に上回る76.2%を達成した。
症例検討会・講習会開催回数 （目標 840回以上）	② 症例検討会等については、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行されたことを踏まえ、令和5年5月以降は従来の集合形式により開催するとともに、参加者の利便性の観点から、引き続き電子（WEB）会議システムによる開催にも努めたことにより、年度計画の840回を大幅に上回る1,340回実施した。
治験症例数 （目標 4,180件以上）	③ 治験症例数の目標未達成の要因について、新型コロナウイルス感染症の影響により、新薬の開発が滞ったことで新規医薬品の承認品目数が落ち込んでいることに加え、新規医薬品の承認品目数の内訳をコロナ禍前と比較すると、治験が幅広く実施されない「希少疾病用医薬品（オーファン・ドラッグ）」の割合が増加し、一般的な疾患に対する医薬品の割合が減少したことにより、製造販売後・市販後調査自体が減少した。さらに新型コロナウイルス感染症の影響による外来患者数の減少に伴い治験対象患者そのものが減少した。 目標達成には至らなかったものの、「治験の推進」においては、中央治験審査委員会設置、治験契約手続等の中央化により受託体制を強化することで、年々着実に受託件数が増加しており、指標達成に向けて最善を尽くした。なお、第4期中期目標期間における目標（20,900件）は達成している。

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
大規模労働災害等への対応 （新型コロナウイルス感染症対応を含む）	○ 各労災病院においては、自治体からの病床確保要請等を踏まえ、地域の医療体制の確保を図りつつ、一般病床をコロナ専用病床へ切り替える等、新型コロナウイルス陽性入院患者を29病院で受け入れ、地域の医療提供体制の確保に貢献した。 ○ 令和6年1月1日に発生した能登半島地震に対しては、関係各所からの要請に基づき各労災病院からDMAT、JMAT、災害支援ナース等を派遣した。また、厚生労働省からの看護師派遣要請についても迅速に対応した。
地域の中核的役割の推進 地域の医療機関等との連携強化	○ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行されたことを踏まえた地域医療連携の強化により、「紹介率・逆紹介率」、「症例検討会・講習会開催回数」について年度計画を達成した。
北海道中央労災病院の統合	○ 北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院の統合に向けた取組みとして、新病院の建設計画や岩見沢市職員の労働条件に係る職員説明会を実施するなど、職員に対するきめ細かい情報提供を通じて職員の不安軽減に努めた。 また、新病院建設工事開始に伴い必要となる既存建物の先行解体工事に向けて岩見沢市との協議を進めた。
アスベスト問題に係る総合対策への協力	○ 「アスベスト疾患センター」等において、アスベスト健診等に取り組むとともに、労災病院等に設置した健康相談窓口において、アスベストによる健康障害に関して不安のある地域住民等からの健康相談に対応している。 また、全国の労災指定医療機関における呼吸器系疾患を取り扱う医師等を対象に、石綿関連疾患に関する研修を実施し、診断技術の普及、向上に努めている。 さらに、労働基準監督署長等からの依頼に基づき、石綿ばく露に関する医学的所見の確認等を行う石綿確定診断委員会を実施した。

能登半島地震に対する取組

1.DMAT派遣

DMAT派遣施設 : **9施設**
 延べ派遣人数 : **55人** (チーム派遣49人 他チームと合同派遣6人)

派遣チーム 所属病院	派遣チーム数	延べ派遣 人数	主な活動概要	主な派遣先
東北労災病院	2	6	病院の診療支援、避難所支援	穴水総合病院
福島労災病院	他チーム合同1	1	福島県立医科大学DMATに参加	珠洲市健康増進センター
千葉労災病院	1	5	DMAT能登中部保健医療福祉調整本部活動	能登中部保健福祉センター
東京労災病院	1	5	病院の診療支援、避難所支援	市立輪島病院
関東労災病院	2	6	DMATロジスティックチーム隊員として本部活動	能登総合病院
横浜労災病院	5 他チーム合同1	14 1	DMAT能登活動拠点本部活動	能登総合病院
中部労災病院	1	4	ERでの診療支援	穴水総合病院
和歌山労災病院	1 他チーム合同1	4 4	本部活動(搬送調整班)	石川県庁ドックヘリ調整本部
中国労災病院	2	5	病院の診療支援、本部活動	能登町役場



2.その他の派遣状況

JMAT (日本医師会災害医療チーム) 派遣

派遣施設 : **3施設** (東北、福島、富山)
 延べ派遣人数 : **15人**

災害支援ナース派遣 (看護協会)

派遣施設 : **4施設** (東北、関東、富山、大阪)
 延べ派遣人数 : **5人**

J R A T 派遣 (日本災害支援リハビリテーション協会)

派遣施設 : **1施設** (浜松)
 延べ派遣人数 : **1人**



3.厚生労働省からの要請による看護師派遣

班	期間	所属病院・人数	派遣先
1	1/12~1/17	新潟3	公立宇出津総合病院
2	1/17~1/22	千葉1・香川2	公立宇出津総合病院
3	1/22~1/27	熊本3	公立宇出津総合病院
4-1	1/27~2/1	青森1・和歌山1・山口1	公立宇出津総合病院
4-2	1/27~2/1	熊本2	市立輪島病院
5	2/1~2/6	富山3	公立宇出津総合病院
6	2/6~2/11	福島1・東京1・関東1	公立宇出津総合病院
7	2/11~2/16	釧路2	公立宇出津総合病院
8	2/15~2/22	※派遣要請なし	
9	2/21~2/27	東北1・中部2	珠洲市総合病院
10	2/26~3/2	千葉1・熊本1・医リハ1	珠洲市総合病院
11	3/1~3/6	富山3	珠洲市総合病院
12	3/5~3/10	関東2・岡山1	珠洲市総合病院
13	3/9~3/14	釧路1・中部1・長崎1	珠洲市総合病院
14	3/13~3/18	横浜2・中国1	珠洲市総合病院
15	3/17~3/22	九州2・門司1	珠洲市総合病院
16	3/21~3/26	福島1・関東1・熊本1	珠洲市総合病院
17	3/25~3/30	浜松1・山口1・長崎1	珠洲市総合病院

(3月30日で派遣終了)

看護師派遣施設 : **22施設**
 延べ派遣人数 : **49人**



評価項目No. 1-5 産業保健活動総合支援事業

難易度 高

自己評価 **A**

(過去の主務大臣評価 R1年度：A、R2年度：A、R3年度：A、R4年度：A)

重要度 高

I 中期目標の内容

1. 働き方改革の着実な推進を支援する観点から、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図ること。

(指標) ・産業保健関係者への専門的研修等を2万6500回以上実施。→第3期中期目標期間(平成26年度～29年度)の平均値を踏まえ設定。

・産業保健総合支援センター及び地域窓口における相談対応件数は、中期目標期間中で計12万2600件以上。→第4期中期目標策定の際の直近実績(平成29年度)の概ね5%増を目標として設定。

2. 特に、産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)や第13次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援すること。

(指標) ・研修又は相談の利用者から、職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保。→第4期中期目標策定の際の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。

・アウトカム調査の有効回答のうち80%以上について具体的な改善効果を確認。→第4期中期目標策定の際の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。

【難易度「高」の理由】

地域の事業者ニーズを的確に把握し、全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等の見直しを行うことが必要であり、その際、地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められているため。

疾病を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者及び労働者本人等の多くの関係者間の連携が求められているため。

【重要度「高」の理由】

産業保健三事業を一元化して事業を実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすため。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和5年度		令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達 成 度			
国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定し、計画的に実施する。	専門的研修等実施回数 (目標5,300回以上)	5,886回	111.1%	98.9%	87.8%	69.0%	109.1%
・メンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応。 ・治療と仕事の両立支援等の課題に対する専門的相談への対応。 ・地域の小規模事業場からの労働者の健康管理に関する相談に対応する。	産業保健総合支援センター及び地域窓口における相談対応件数(目標122,600件以上)	133,626件	109.0%	106.7%	115.6%	100.4%	111.2%
産業保健活動の質及び利便性向上を図るため、研修、相談の利用者にアンケートを実施し、その内容を分析し更なる向上に努める。	研修利用者からの評価 (目標90.0%以上)	94.4%	104.9%	105.2%	105.2%	104.6%	104.0%
	相談利用者からの評価 (目標90.0%以上)	96.3%	107.0%	106.8%	106.8%	106.4%	106.1%
研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対して、産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握する。	事業が利用者にと与えた改善効果の割合(目標80.0%以上)	83.0%	103.8%	103.6%	103.9%	101.8%	105.4%

Ⅲ 評価の根拠

根拠	理由
医師会等関係機関との連携強化・MSW等両立支援関係者間の連携強化	<p>○ 厚生労働省、日本医師会、労働者健康安全機構、産業医学振興財団が主催となり、産業保健活動推進全国会議を開催した。機構から、理事長及び産業保健担当理事が出席したほか、産業保健総合支援事業に関する活動事例報告においては、産保センターの産業保健専門職等が事業場と産業医のマッチング事業、両立支援、行動災害防止等の事例報告を行った。また、「化学物質の自律的管理における産業医に必要な知識」をテーマとして、シンポジウムを行った。</p> <p>○ 両立支援コーディネーター基礎研修修了者に対して、各地域の両立支援コーディネーターの能力向上、個々のスキルアップを目的として事例検討会を62回開催するほか、両立支援コーディネーター間の連携強化及び地域のネットワーク構築を図ることを目的として交流会を37回開催した。</p>
専門的研修への対応	<p>○ 新型コロナウイルス感染症の流行以降、電子(WEB)会議システムを活用した研修を実施しており、そのノウハウを生かし、専門的研修を実施した。また、動画配信サービスを活用したオンデマンド研修も活用し、研修の開催に努め、利用者のニーズに可能な限り対応したことで、利用者から有益であった旨の高い評価を受けた。</p> <p>○ 令和6年能登半島地震による被災状況を鑑み、「被災地で働く人のためのメンタルヘルスケア」をテーマとした研修会を急遽立案のうえハイブリッド形式で開催し、110名が参加した【石川産保】。</p>
利用事業場からのニーズに対する適切な対応(質の確保)	<p>○ センター利用者を対象としたアウトカム調査を実施し、有効回答のうち、83.0%と高い割合で具体的な改善が見られることが分かった。</p> <p>事業場の産業保健活動の取組については、前回調査よりも「健診結果の医師の意見聴取」が最も高かった。地域産業保健センターにおける実施状況においても、令和5年度には85,535回実施しており、令和4年度から6,539回増加し、事業場のニーズに適切に対応した。</p>

参考指標

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
両立支援に関する相談件数	7,846件	7,308件	7,110件	6,664件	6,688件
治療と仕事の両立に関する調整支援件数	621件	524件	599件	535件	437件
産業保健相談員による実地相談	547件	449件	325件	275件	256件
メールマガジン発信回数	848回	815回	807回	726回	743回

産業保健関係者・事業場への専門的研修の実施

実績 **5,886**回

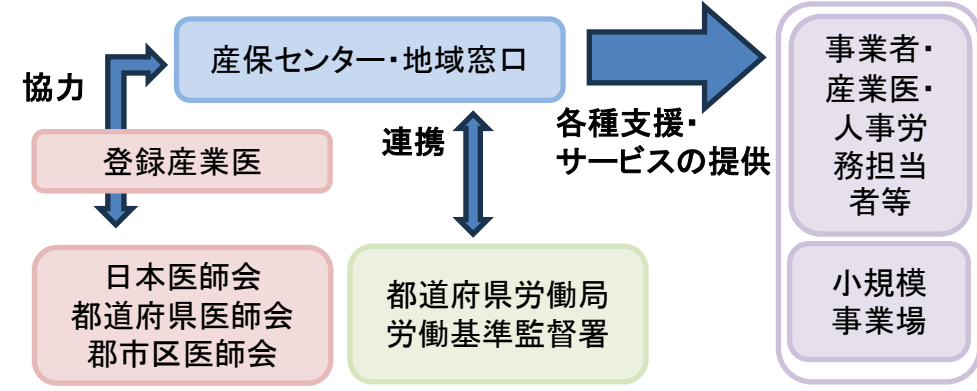
利用者の利便性を図るため、積極的に電子(WEB)会議システムによる研修やセミナーを実施した。

また、時宜を得た研修会を開催した。
(令和6年3月4日「被災地で働く人のためのメンタルヘルス」)



産業保健活動における関係機関との連携

関係機関と協力・連携を図り、産業保健活動を支援するとともに、小規模事業場等に産業保健サービスを提供している。



産業保健関係者への専門的相談の実施

実績 **133,626**件

ホームページにおける「入力フォーム」の設定や、相談対応者の能力向上を目的に研修会を開催する等、相談体制の整備を図った。

ニーズが高い「メンタルヘルス対策」「化学物質の自律的管理」への対応

研修・相談の利用者からの評価

(研修) 実績 **94.4%**

利用者の声:月に1回の囑託産業医でも可能な具体的なコツ、工夫を教えてくださいました。産業医と臨床医の相違、産業医の役割を理解できた。

(相談) 実績 **96.3%**

利用者の声:医師や保健師に、普段気になっていたことや会社の対応など不安に思っていたことを相談でき、また、従業員に正確に伝えることができるのでとても良かった。

○メンタルヘルス対策

- ・事業場からの希望に応じて、管理監督者・若年労働者向けメンタルヘルス研修を**1,565**回開催
- ・災害被災者からのメンタルヘルス及び健康に関する相談に応じるため、「心と健康の相談ダイヤル」を設置 **82**件対応

○化学物質の自律的管理

- 近年の制度改正に対応するため、研修・相談対応を実施
- ・「SDSに基づいた化学物質のリスクアセスメントについて」等をテーマに研修を実施
- ・相談利用者の声
知見のある相談員に相談することにより、スムーズに情報収集でき、また、その場で疑問点を解消できて、有意義だった。

評価項目No. 1-6 治療就労両立支援事業

難易度 高

重要度 高

自己評価 S (過去の主務大臣評価 R1年度：S、R2年度：A、R3年度：S、R4年度：S)

I 中期目標の内容

1. 労災病院及び治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら対応するとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者へのきめ細やかな支援を行うこと。
(指標)・支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得ること。⇒各種アンケート満足度の一般的水準(80%)を踏まえ設定。
2. 両立支援の実践において収集した事例について、これを分析することで両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行うこと。
3. 産業保健総合支援センターにおいて、企業等に対する正しい知識及び理解の普及、企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに労働者と企業との間の個別調整支援を適切に実施すること。
4. 両立支援コーディネーターを効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すため、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、更なるコーディネートの能力向上を図るための応用研修を実施すること。
5. 研修の受講修了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制度のあり方について検討すること。

【難易度「高」の理由】

治療と仕事の両立を推進するためには、経営責任者等の意識改革や両立を可能とする社内制度の整備を促すことに加え、トライアングル型のサポート体制の構築に向けて多くの関係者による連携強化が必要であるところ、中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の課題が存在するため。

【重要度「高」の理由】

政府が推進する働き方改革実行計画の実現に当たっては、会社の意識改革と受入体制の整備並びに主治医、会社、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築の推進を図り、労働者の健康確保、継続的な人材の確保及び生産性の向上を実現することが必要であるため。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和5年度		令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達 成 度			
支援した罹患者にアンケートを行い、その結果をマニュアルに反映させることにより、質の向上を図る。	支援した罹患者の有用度 (目標 80.0%以上)	98.2%	122.8%	123.0%	121.9%	113.3%	113.3%

要因分析

指 標	要因分析（分類：①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」）
支援した雇患者の有用度 （目標 80.0%以上）	② アンケートに記載された、支援を受けた患者の意見について、各病院及び両立支援センターにフィードバックしたこと、また事例検討会等へ、コーディネーターをファシリテーターとして積極的に参加させたことが、業務の自主的な改善を促し、機構全体の両立支援の質の底上げに繋がったものと考えられる。現在の社会状況等から、病院での支援に当たっての目標数値については、妥当な水準と考えられる。

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
支援した雇患者の有用度の向上	質の高い両立支援を提供するため、両立支援コーディネーターの能力向上に向けた取組として、労災病院及び治療就労両立支援センターの両立支援コーディネーターを対象とした「意見交換会」を開催し、支援に当たっての課題の検討や好事例の共有を行った。また、「事例検討会」にファシリテーターとして参加させたことなどもスキルアップに繋がった。
中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の難易度が高い課題に対応	中小企業における両立支援の普及・促進に向け、 <u>全国の産保センターにおいて、事業主を対象に啓発セミナーを273回開催したほか、両立支援促進員による個別訪問支援を2,021回実施した。</u> これらの取組により、 <u>両立支援に関する相談対応件数は7,861件と前年度を上回る実績となった。</u> 両立支援コーディネーター基礎研修修了者(5,410人)のうち企業関係者の人数は1,976人となり事業場における両立支援の体制整備に貢献できた。
両立支援コーディネーターの積極的養成	トライアングル型サポート体制の更なる普及のため、両立支援コーディネーター基礎研修をオンライン形式（オンデマンド配信＋ライブ研修）で実施し、 <u>5,410人の養成を達成するとともに、オンデマンド配信では講義途中の確認テストを設け、ライブ研修では「アンサーパッド」による個人演習を実施するなど研修の質の向上に取り組んだ。</u> 研修修了者の勤務先は企業、医療機関等幅広いことから、会社の意識改革と受入体制整備により、トライアングル型サポート体制の更なる促進を図ることができた。

参考指標

両立支援件数	令和5年度 1,171件、令和4年度 1,347件、令和3年度 1,369件、令和2年度 1,104件、令和元年度 1,131件
両立支援コーディネーター養成者数	令和5年度 5,410件、令和4年度 5,608人、令和3年度 4,556人、令和2年度 3,402人、令和元年度 1,813人
基礎研修の有用度及び理解度	有用度：令和5年度 96.8%、令和4年度 96.1%、令和3年度 96.4%、令和2年度 95.6%、令和元年度 80.4% 理解度：令和5年度 97.3%、令和4年度 97.0%、令和3年度 96.6% 令和2年度 96.2%、令和元年度 80.1%
事業場等からの相談対応	令和5年度 7,861件、令和4年度 7,308件、令和3年度 7,110件、令和2年度 6,664件、令和元年度 6,688件

■ 労災病院及び治療就労両立支援センターによる両立支援の推進

労災病院及び治療就労両立支援センターでは、仕事を有する患者に対し、就労継続や職場への復帰を念頭にきめ細やかな支援を実施している。



両立支援件数 (R5年度 1,171件)

患者アンケート結果 : **有用度98.2% (目標80%以上)**

・全国の病院・両立センターのコーディネーターの参加する意見交換会の開催や好事例の共有等、支援の質の向上に向けた取組により高値を維持

<企業に対する支援>

全国の産業保健総合支援センターで両立支援に関する相談やセミナーを実施。

- ・ 啓発セミナー：273回 (前年度259回)
- ・ 相談対応：7,861件 (前年度7,308件)
- ・ 個別訪問支援：2,021回 (前年度1,669回)
- ・ 個別調整支援：622件 (前年度524件)



両立支援コーディネーター基礎研修修了者のうち企業関係者の人数：1,976人

<両立支援コーディネーターの養成>

- ① 本部において両立支援コーディネーター基礎研修を実施。労災病院の支援事例等を基に作成したマニュアルを使用するとともに、労災病院のMSW等が研修講師を務めた。
 - 令和5年度受講者数：5,410人【前年度5,608人】【累計23,105人】
- ② 全国の産業保健総合支援センターにおいて基礎研修修了者を対象とした事例検討会を開催。
 - 令和5年度開催人数：821人参加 (62回)【前年度980人 (62回)】

・ アンケート結果：
 <基礎研修>
 有用度 96.8% 理解度 97.3%
 <事例検討会>
 有用度 87.6% 理解度 87.5%

・ 交流会開催回数：37回

<質の高い両立支援の普及>

- 厚生労働省主催のパネルディスカッションのファシリテーターとして参加。
- 産業保健スタッフ等が参加する交流会や事例検討会で令和3年度に改訂した「両立支援コーディネーターマニュアル」を普及させた。
- 「治療と仕事の両立支援」が(一社)日本専門医機構による専攻医の講習及び専門医更新のための必修講習となっている。
- コーディネーター養成についての研究から、配置の多い医療機関では支援件数も多く、両立支援コーディネーターの増員の必要性が明らかになった。

(日職災医71:14-22, 2023)

行政、企業、医療機関と
連携して両立支援を
幅広く展開…

機構内部に
おける活用

機構で培った
ノウハウの外
部への提供

評価項目No. 1-7 専門センター事業

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R1年度：B、R2年度：B、R3年度：B、R4年度：B)

I 中期目標の内容

1. 重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、効率的な運営に努めること。
(指標)・それぞれ医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保。⇒第3期中期目標期間(平成26年度～29年度)の平均値を踏まえ設定。
2. 治療開始時から日常生活復帰を経て職場復帰につながった事例を収集及び分析の上、入院時から職場復帰を見据えた継続的な支援方法等に関する研究を推進し、その成果の普及を図ること。
3. 職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器等の新たな医療技術等の開発及び普及を推進すること。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和5年度		令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達 成 度			
重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、効率的な運営に努めるとともに、それぞれ医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。	(医療リハ) 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合 (目標 80.0%以上)	93.9%	117.4%	116.5%	113.0%	113.4%	114.5%
	(総合せき損) 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合 (目標 80.0%以上)	87.5%	109.4%	105.8%	108.3%	104.3%	110.6%

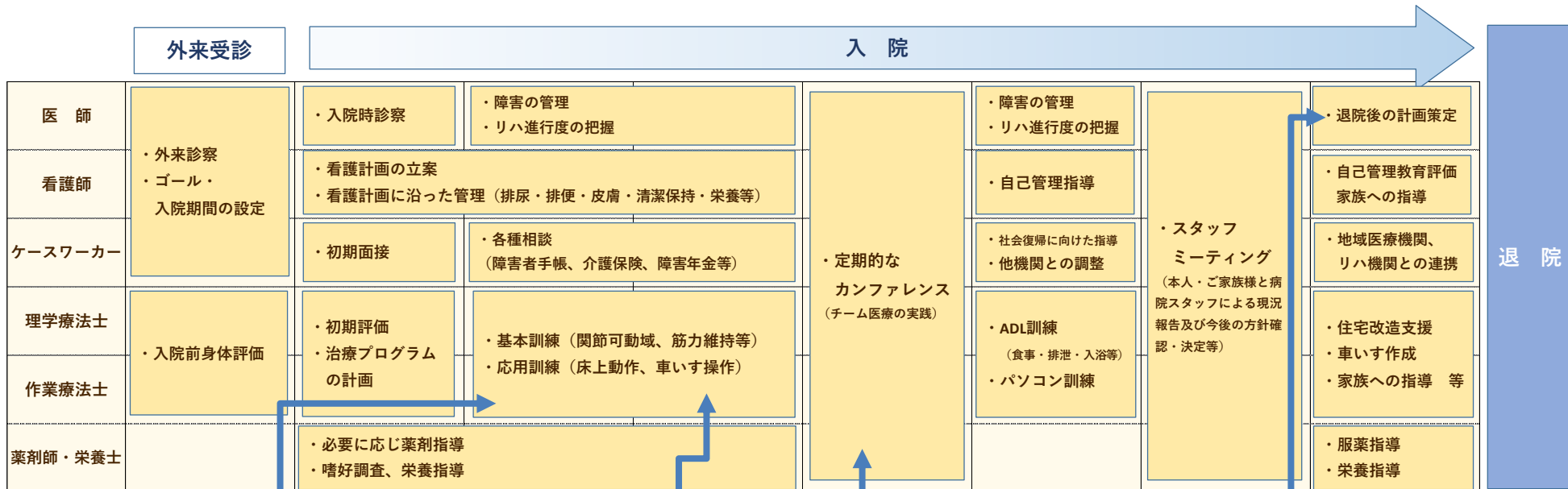
Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
脊髄損傷患者の積極的な受入と高度・専門的医療の提供	ヘリコプター等で受傷直後の外傷性脊椎・脊髄損傷患者を受け入れ、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供するとともに、脊髄損傷治療・看護方法に関する知見の発信を行った。
国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの連携による職場・自宅復帰率向上のための継続的な取組	国立吉備高原職業リハビリテーションセンターと運営協議会等を開催し、定期的な合同評価会議等を通じてリハビリテーションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図る等、連携して患者の技能向上・職業訓練を実施することで職場・自宅復帰率向上に取り組んだ。
自立支援機器等の研究開発及び成果の普及活動	「国際福祉機器展」（令和5年度は9/27～9/29開催、延べ113,139人が来場）などに出展し、「間欠式バルーンカテーテル用自助具」、「横押し携帯型酸素ボンベカート」等の開発機器や蓄積したノウハウの広報・普及活動を行った。また、日本学術振興会科学研究費助成事業（移乗介助のためのスライディングボードの幅の評価とリデザイン等）に協力するなど研究開発に取り組んだ。さらに、令和2年度から開発していた3Dプリントを活用した自助具（食事用、書字用、ひげそり用：ハンドライフ）を製品化することができ、製品の研究・開発から患者のQOL向上まで一貫して取り組むことができた。

参考指標

せき損患者の受入実績	<table border="0"> <tr> <td>ヘリコプターによる緊急受入数</td> <td>令和5年度</td> <td>29件、</td> <td>令和4年度</td> <td>42件、</td> <td>令和3年度</td> <td>44件</td> </tr> <tr> <td>せき髄損傷患者の新規入院患者数</td> <td>令和5年度</td> <td>149人、</td> <td>令和4年度</td> <td>144人、</td> <td>令和3年度</td> <td>124人</td> </tr> </table>	ヘリコプターによる緊急受入数	令和5年度	29件、	令和4年度	42件、	令和3年度	44件	せき髄損傷患者の新規入院患者数	令和5年度	149人、	令和4年度	144人、	令和3年度	124人							
ヘリコプターによる緊急受入数	令和5年度	29件、	令和4年度	42件、	令和3年度	44件																
せき髄損傷患者の新規入院患者数	令和5年度	149人、	令和4年度	144人、	令和3年度	124人																
国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの連携実績	<table border="0"> <tr> <td>運営協議会</td> <td>令和5年度</td> <td>1回、</td> <td>令和4年度</td> <td>1回、</td> <td>令和3年度</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>職業評価会議</td> <td>令和5年度</td> <td>12回、</td> <td>令和4年度</td> <td>9回、</td> <td>令和3年度</td> <td>11回</td> </tr> <tr> <td>0A講習</td> <td>令和5年度</td> <td>8回、</td> <td>令和4年度</td> <td>7回、</td> <td>令和3年度</td> <td>6回</td> </tr> </table>	運営協議会	令和5年度	1回、	令和4年度	1回、	令和3年度	1回	職業評価会議	令和5年度	12回、	令和4年度	9回、	令和3年度	11回	0A講習	令和5年度	8回、	令和4年度	7回、	令和3年度	6回
運営協議会	令和5年度	1回、	令和4年度	1回、	令和3年度	1回																
職業評価会議	令和5年度	12回、	令和4年度	9回、	令和3年度	11回																
0A講習	令和5年度	8回、	令和4年度	7回、	令和3年度	6回																
自立支援機器等の研究開発実績	<p>令和5年度に開発中の製品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スライディングボード（臀部保護用折り曲げ付き） ・歩行反射中枢への経皮的電気刺激装置 ・簡易に脱着できる電動車いす化ユニット ・下顎トラッキングによるポイントングデバイス ・ベッド用座位保持用具（金属フレームタイプ、クッションタイプ） ・車いす漕ぎ数カウンタ ・横押し携帯型酸素ボンベカート ・穿刺器具用自助具 																					

○ 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進に向けた多職種連携
 ◆ 多職種連携による職場・自宅復帰までの一貫したケアの実施
 (医療リハビリテーションセンターにおけるせき損患者の事例)



自己評価 B (過去の主務大臣評価 R1年度：B、R2年度：A、R3年度：A、R4年度：A)

I 中期目標の内容

1. 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持。
⇒第3期中期目標期間（平成26年度～平成30年度）の目標値（25日以内）から5日の短縮となる「20日以内」を設定。
2. 代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。
3. 年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績等報告書等において明らかにすること。

【重要度「高」の理由】

この事業は、労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして重要であるため。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和5年度		令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達 成 度			
請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持。	請求書の受付日から支払日までの期間 (目標値 20日以内)	19.9日	100.5%	126.5%	127.0%	128.0%	117.5%

Ⅲ 評定の根拠

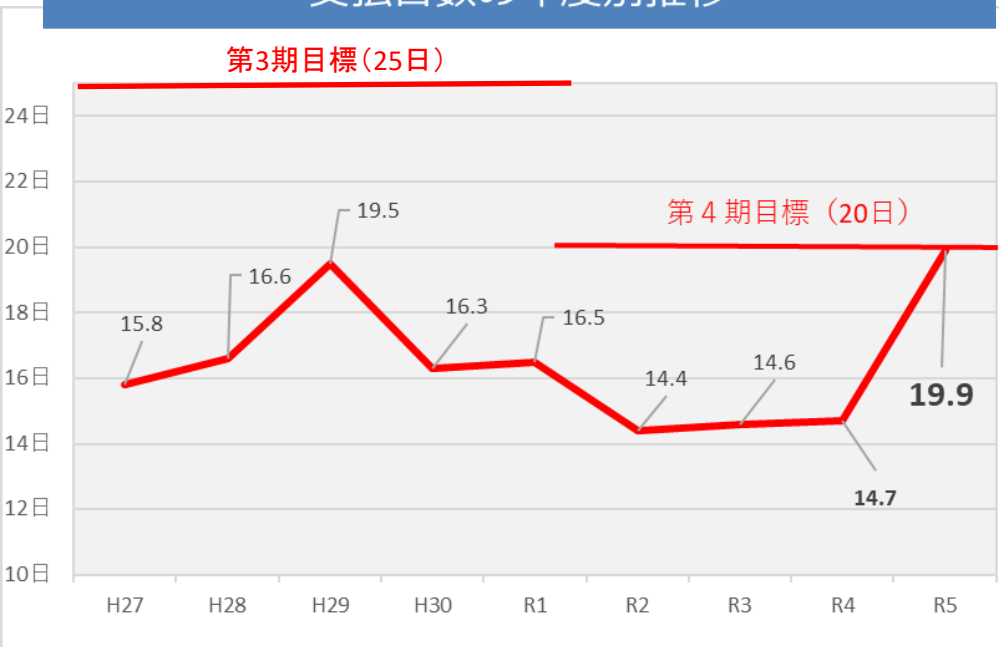
根 拠	理 由
迅速かつ適正な立替払の実施	<p>審査手続をより迅速化するために、WEB会議システムを活用した、日弁連との会合、弁護士向け研修会及び破産管財業務に精通した弁護士等との委員会の開催、地裁への訪問、審査能力向上のための研修、事例検討による情報共有等の適切な実施、また、裁判所・関係機関向けに立替払制度の概要等をまとめたリーフレットを裁判所訪問の際に配付することで周知、情報提供の強化を図った。</p> <p>また、当機構ホームページに設定（令和4年7月）した、チャット方式で質問に答える「未払賃金立替払事業のチャットボット」によって、請求者等からの質問に24時間対応した（6割を超える利用者から「今回の回答で解決した」との評価をいただいた）。</p> <p>更に、迅速化の長期的対応として、システムの抜本的な見直し及び立替払請求の電子申請化等の検討を行い、令和5年度はシステム改修にかかる要件定義及び調達作業を実施した。</p>
立替払により代位取得した賃金債権について、適切な債権管理及び求償を行い、弁済可能な債権を確実に回収	<p>関係する破産管財人又は所在の判明している事業主の全てに立替払通知を送付することで、適時適切に求償を行った。事実上の倒産事案については、労働基準監督署及び第三債務者に照会し、回収可能な債権であると確認できた場合は、管轄する地方裁判所に差押命令申立の準備を行った。</p>
情報開示の充実	<p>未払賃金立替払事業の立替払額や回収金額は、業務実績等報告書及び当機構のホームページにおいて情報を公開し、支払件数等の速報値も随時ホームページで公表している。</p>

参考指標

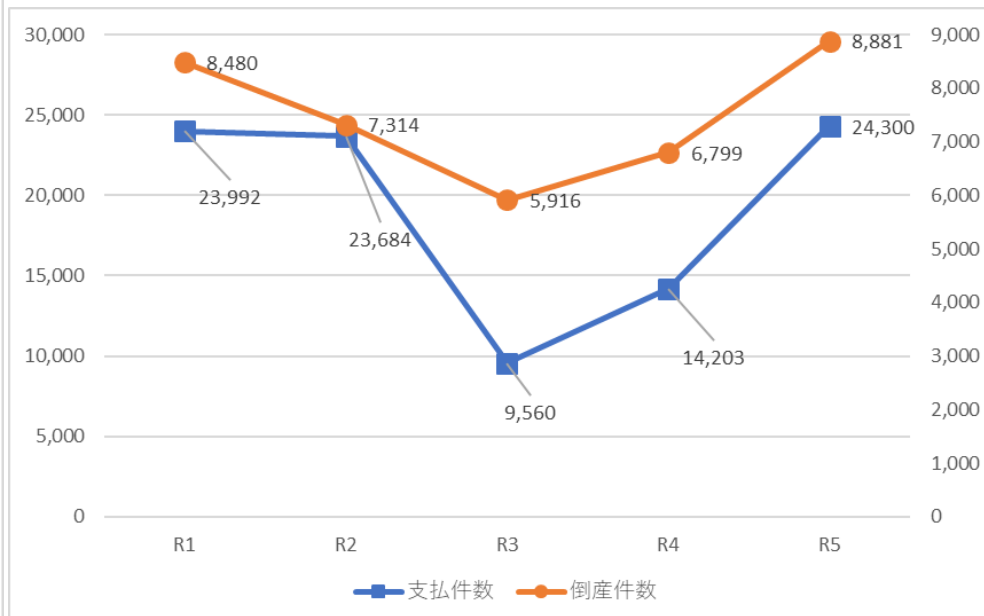
支給者数	令和5年度 24,300人、令和4年度 14,203人、令和3年度 9,560人、令和2年度 23,684人、令和元年度 23,992人
立替払額	令和5年度 8,621百万円、令和4年度 4,856百万円、令和3年度 3,642百万円、令和2年度 8,411百万円、令和元年度 8,638百万円
回収金額	令和5年度 2,141百万円、令和4年度 1,327百万円、令和3年度 2,029百万円、令和2年度 2,405百万円、令和元年度 1,806百万円

未払賃金立替払事業の適切な実施

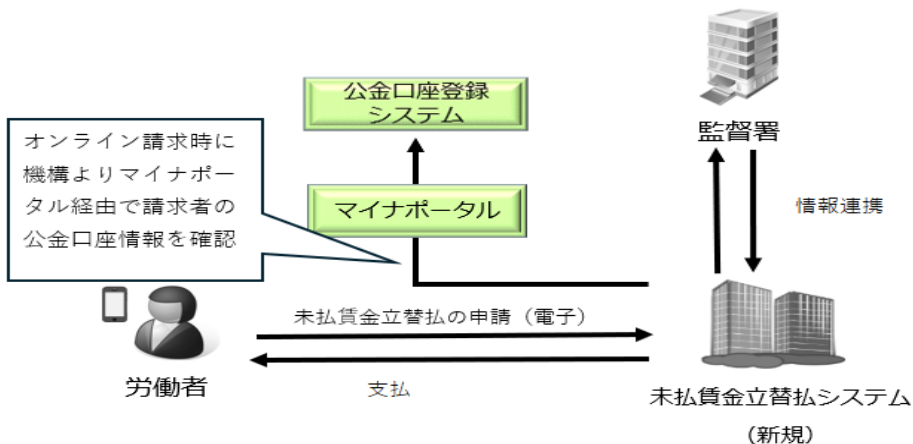
支払日数の年度別推移



未払賃金立替払支払件数、倒産件数の推移



(参考)改修後の未払賃金立替払システムの電子申請イメージ



出典 (倒産件数) : 帝国データバンクホームページ <https://www.tdb.co.jp/tosan/syukei/>

令和5年度は倒産件数の増加に伴い、支払件数も増加したが、原則週1回の立替払を確保し、受付から支払までの期間 (不備事案を除く) の目標値 (20日以内) を達成した。

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R1年度：B、R2年度：B、R3年度：B、R4年度：A)

I 中期目標の内容

- 産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行うこと。
 (指標) ・来堂者、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得ること。⇒第3期中期目標期間(平成26年度～平成29年度)の実績等を基に設定。

【重要度「高」の理由】

霊堂を維持管理するとともに、慰霊式を行うことは、労働災害により尊い生命を失われた方々の慰霊と被災労働者の遺族の援護を図る上で重要であるため。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和5年度		令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実 績 値	達 成 度	達 成 度			
産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行う。	慰霊の場としてふさわしいとの評価(非常に満足・満足の割合)(目標値90.0%以上)	98.2%	109.1%	109.9%	108.0%	111.1%	108.6%

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
産業殉職者合祀慰霊式に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>新型コロナウイルスの蔓延前と同様の体制で慰霊式を開催した。</u> ○ <u>遺族等参列者の満足度を上げる取組として、場内のモニターを増やして待機時間に霊堂の紹介動画を放映する等の取組を実施した。</u> ○ <u>慰霊式に参列できない遺族等の気持ちに寄り添い、参列した気持ちになっていただけるようインターネット（YouTube）によるライブ配信を行うとともに、労働局、監督署、労災病院等の関係団体に同日同時刻に黙とうの協力依頼をし、安全な職場環境の実現と労働災害の根絶に向けて努力することを誓う慰霊式を挙行了。</u> ○ <u>霊堂改修工事により霊堂外壁の剥離・汚れ等が解消され、来堂者が歩きやすいバリアフリー化の広場で慰霊式を開催した。</u> ○ <u>遺族からの希望に沿った比較的暖かい10月中に開催した。</u>
日々の来堂者に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>霊堂職員に対して、「接遇マナーマニュアル」をもとにトレーニング（OJT）を実施した。</u> ○ <u>納骨堂照明のLED化を進めるとともに、敷地内の樹木の伐採と剪定を実施して、環境整備に努めた。</u> ○ <u>新型コロナウイルスの5類移行後も来堂者に配慮しつつ、職員のマスク着用、手指消毒液、飛沫感染防止アクリル板の設置により、感染拡大防止対策を継続した。</u>
産業殉職者慰霊事業の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>新規に高尾みころも霊堂のポスターを製作し、近隣団体や公共機関、厚生労働省各都道府県を通じて掲示を依頼した。</u> ☆<u>近隣施設等</u> <ul style="list-style-type: none"> 八王子市役所、高尾警察署、八王子消防署浅川出張所、JR高尾駅構内、京王高尾駅構内、八王子市立浅川小学校、浅川中学校、みころも幼稚園、実践学園高尾教育研修センター ☆<u>厚生労働省</u> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省安全衛生部、各都道府県労働局、中央労働委員会事務局、労働大学校 ○ <u>「緑十字展」（中央労働災害防止協会主催、9/27～29）（ポートメッセ名古屋）に公益財団法人産業殉職者霊堂奉賛会と共同出展して、リーフレット配布やポスター掲示により産業殉職者慰霊事業のPRを実施した。</u> ○ <u>機構ホームページやX（旧Twitter）を通じて、産業殉職者合祀慰霊式の動画や霊堂の開館状況や納骨堂に設置している彫刻や絵画等の美術品等の紹介といった情報を配信した。</u> ○ <u>産業殉職者慰霊事業を周知するため、高尾みころも霊堂を紹介するパンフレットを47都道府県労働局及び327労働基準監督署他に12,770部送付した。</u>

1. アフターコロナ初の慰霊式を開催



ご遺族による献花



「霊位」の奉安



2. 敷地内の樹木伐採と剪定、納骨堂照明のLED化

ナラ枯樹木の大規模伐採と剪定



ラフタークレーンによる高所作業



剪定前



伐採前



伐採後



剪定後

納骨堂他の照明をLED化



交換前



交換前



交換後



交換後

3. 産業殉職者慰霊事業を積極的に広報展開

J R中央線 高尾駅



八王子市役所



京王線 高尾駅



浅川中学校

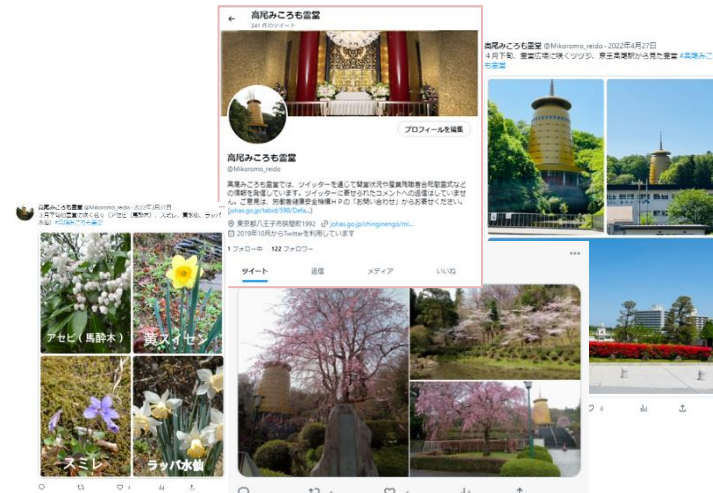


緑十字展2023への共同出展



4. 参列できない遺族等に配慮した情報発信

機構ホームページやX（旧Twitter）の積極的活用



評価項目No. 1-10 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R1年度：－、R2年度：－、R3年度：B、R4年度：B)

I 中期目標の内容

1. 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。

II 指標の達成状況

定量的指標はなし

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
<p>特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たり、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務を適切かつ迅速に実施。</p>	<p>特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会の審査の結果に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた3,317件の案件について支払情報受領後、認定決定通知書において示された期限内（認定の決定があった日の翌月月末まで）に速やかに支払を実施した。</p> <p><u>なお、個人情報の取扱いに特に配慮するため、請求者等からの電話照会時の本人確認方法を見直し、支払事務マニュアルの改正を行った。</u></p> <p>また、基金については、特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金管理運営要領（令和3年12月20日基発1220第2号）及び特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金管理運営規程に基づき、適切な管理に努めた。</p> <p>【参考】認定決定件数（※1） 令和5年度：3,101件、令和4年度：3,471件、令和3年度：86件（※1）厚生労働省から通知された件数</p>

参考指標

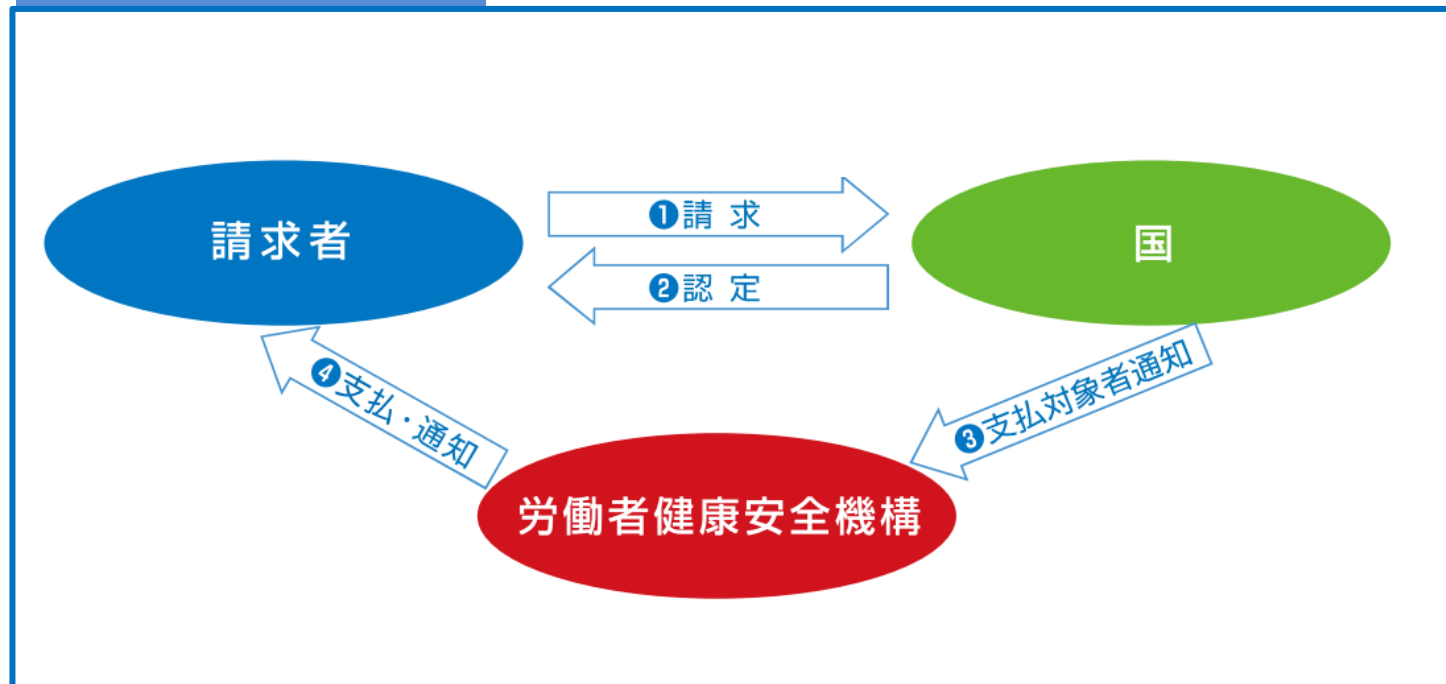
支払件数	令和5年度：3,317件、令和4年度：3,118件、令和3年度：86件（※2）
支払額	令和5年度：39,093,099千円、令和4年度：37,400,330千円、令和3年度：1,071,700千円

※2 令和3年度については、1回目の支払を令和4年3月18日に実施。

1 建設アスベスト給付金制度の概要

建設アスベスト給付金制度は、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」(令和3年法律第74号)に基づいて、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が石綿を吸入することにより発生する疾病にかかり、精神上的苦痛を受けたことについて、最高裁判決等において国の責任が認められたことに鑑み、被害者の方々へ損害の迅速な賠償を図るための制度です。

2 給付金制度の流れ



評価項目No. 2-1 業務運営の効率化に関する重要事項

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R1年度：B、R2年度：B、R3年度：B、R4年度：B)

I 中期目標の内容

- 働き方改革の取組を推進するため、業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図ること。
- 給与水準について、国民の理解と納得が得られる適正な水準となるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行うこと。
- 経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。
- 運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図ること。
 (指標)・中期目標期間の最終年度において、平成30年度予算に比して、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費については15%程度削減。⇒中期目標達成のための段階的な目安として、3%削減を目標として設定。
 ・中期目標期間の最終年度において、平成30年度予算に比して、事業費(研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。)については5%程度削減。⇒中期目標達成のための段階的な目安として、1%削減を目標として設定。
- 機構の給与水準については、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役員給与の適正在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表すること。
- 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、契約の適正化を推進すること。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和5年度		令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達 成 度			
一般管理費については、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き削減を図る。	一般管理費の削減率 (目標値 中期目標期間終了時まで、平成30年度予算に比して15%削減)	△15.2% (5年度目標： △15.0%)	101.2%	100.6%	101.4%	105.4%	102.6%
事業費については、研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除き削減を図る。	事業費の削減率 (目標値 中期目標期間終了時まで、平成30年度予算に比して5%削減)	△5.1% (5年度目標： △5.0%)	101.9%	100.9%	101.2%	101.2%	100.1%

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
業務の合理化・効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務の合理化においては、繰り返し長時間労働を行っている部門・職員に対しては、所属長等を通じてヒアリング等を行い、長時間労働の原因究明、抑制に努めた。 ○ 各種会議・研修等の場における指示等により年次有給休暇の取得率の向上に努めた。 ○ 期末・勤勉手当については、事業実績等を勘案の上、削減措置を継続し、4.14月分の支給とした。
機動的かつ効率的な業務運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「調達等合理化計画」に基づいた更なる競争性の確保及び仕様の見直し等による経費節減を実施した。
業務運営の効率化に伴う経費節減等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般管理費の削減に関しては、一般競争入札の推進等契約努力による印刷製本費等の減に取り組み、平成30年度予算55百万円に比して、令和5年度予算は46百万円となり、約8百万円の節減を行った。 ○ 事業費の削減に関しては、電子（WEB）会議システムを活用した会議の推進による旅費の減等に取り組み、平成30年度予算235百万円に比して令和5年度予算は223百万円となり、約12百万円の節減を行った。 ○ 適正な給与水準の検証・公表のため、令和4年度の給与水準について検証を行い、その検証結果及び適正化に向けた取組状況を令和5年6月にホームページで公表した。

評価項目No. 3-1 財務内容の改善に関する事項

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R1年度：B、R2年度：B、R3年度：B、R4年度：B)

I 中期目標の内容

1. 全ての労災病院において医薬品及び高額医療機器等の共同購入等を実施し、独立行政法人国立病院機構等の公的医療機関と連携を行うほか、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図ること。
2. 安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うこと。また、客観的な指標により病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努めること。
(指標) ・病床利用率を全国平均以上とすること。⇒医療法施行令第4条の8による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率として、直近(令和元年度)の全国平均である76.5%以上を目標として設定。
3. 医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うこと。
4. 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断に見直しを行うこと。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和5年度		令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達 成 度			
<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行う。 ・客観的な指標により病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努める。 	医療法施行令第四条の八による「病床報告」に基づく一般病床の病床利用率 (目標値 76.5%以上)	77.2%	100.9%	103.5%	103.1%	100.5%	105.7%

※令和2年度～令和5年度についてはコロナ病床を除く病床利用率

Ⅲ 評価の根拠

根拠	理由
独立行政法人国立病院機構との連携等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医薬品の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構及び国立高度専門医療センターとの連携の下で行った。(8,000品目) ○ 高額医療機器の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社との連携の下で行った。(削減効果：812百万円)
医業収入の安定的な確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主に経営状況が悪化している病院に対する個別業務指導・支援（行動計画の作成・フォローアップ、病院長等へのヒアリング、収入増加・支出削減対策の指導、等）を実施。 ○ <u>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行されたことを踏まえ、紹介患者及び救急患者等の受入れについて積極的に取り組んだ結果</u>、新入院患者数は令和4年度より増加し、コロナ病床を除いた病床利用率は77.2%と目標値を上回っている。 ○ 上記の結果、新型コロナウイルス感染症に係る補助金収入の減等により経常収益は、令和4年度と比較して148億円の減少となったものの、入院・外来収入については、87億円の増加となった。
保有資産の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有資産の有効な活用方法について、保有資産利用実態調査に基づき、保有資産検討会議において選定した資産を含め、処分可能な資産の売却作業を進め、不要財産以外の重要な財産の売却により生じた収入を労災病院の増改築基金に充当した。

参考指標

コロナ病床数（1日当たり）	<table style="border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">専用</td> <td>160.9床/日（対前年度比▲285.2床/日）</td> </tr> <tr> <td>休床</td> <td>198.7床/日（対前年度比▲559.1床/日）</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>359.6床/日（対前年度比▲844.3床/日）</td> </tr> </table>	専用	160.9床/日（対前年度比▲285.2床/日）	休床	198.7床/日（対前年度比▲559.1床/日）	合計	359.6床/日（対前年度比▲844.3床/日）
専用	160.9床/日（対前年度比▲285.2床/日）						
休床	198.7床/日（対前年度比▲559.1床/日）						
合計	359.6床/日（対前年度比▲844.3床/日）						

	令和5年度実績	令和4年度（実績）	対前年度増減
入院収入	207,681百万円	199,945百万円	7,736百万円
1日当たり患者数	8,053人	7,773人	280人
（再掲）新型コロナ患者数	145人	231人	△86人
1日当たり診療単価	70,459円	70,475円	△16円
病床利用率（％）	77.2%	79.2%	△2.0ポイント
（再掲）コロナ病床含む	75.9%	72.4%	3.5ポイント
外来収入	89,908百万円	88,956百万円	952百万円
1日当たり患者数	22,549人	23,035人	△486人
1日当たり診療単価	16,409円	15,892円	517円
その他収入	16,199百万円	39,682百万円	△23,483百万円
経常収益	313,788百万円	328,583百万円	△14,795百万円
（再掲）入院・外来収入	297,589百万円	288,901百万円	8,688百万円

評価項目No. 4-1 その他業務運営に関する重要事項

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R1年度：B、R2年度：B、R3年度：B、R4年度：B)

I 中期目標の内容

1. 機構の業務運営に見合った人材の採用に努めること。
2. 労災病院において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保、定着について強化を図ること。また、チーム医療を推進するため、特定行為を行う看護師等、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種の育成及び研修を実施すること。
(指標) ・有益度調査において全研修平均で85%以上の有益度を得ること。⇒第1期から第3期中期目標期間(平成16年度～平成30年度)の研修有益度調査結果の実績値を踏まえ設定。
3. 労災看護専門学校においては、勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。
(指標) ・看護師国家試験合格率を全国平均以上とすること。⇒看護師国家試験合格率の全国平均以上を設定。
4. 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援を行うことに努めること。
5. 質の高い産業保健サービスを提供していくため、産業保健総合支援センター職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催すること。
6. 障害者の雇用の促進等に関する法律において定められた法定雇用率を着実に上回るとともに、雇用した障害者の定着を図ること。
7. 労働安全衛生融資貸付(職場環境改善等資金貸付)について適切に債権管理等を行うこと。
8. 内部統制については、法人の長のリーダーシップの下、必要な規程等の整備、見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかどうかの点検及び検証、点検等結果を踏まえた必要な見直しを行う等充実及び強化等を図ること。
9. 情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに適切な情報セキュリティ対策を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和5年度		令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達成度			
チーム医療を推進するため、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種の育成及び研修を実施する。	研修の有益度 (目標値 85.0%以上)	92.0%	108.2%	109.1%	108.2%	106.2%	106.1%
労災看護専門学校においては、勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成する。	労災看護専門学校生の国家試験合格率 (目標値 全国平均以上)	97.9%	111.5%	109.0%	108.4%	109.3%	110.3%
労働安全衛生融資貸付(職場環境改善等資金貸付)について適切に債権管理等を行う。	労働安全衛生融資貸付債権(破産更生債権を除く)の回収額(破産更生債権以外は令和2年度をもって全額回収)	—	—	—	—	187.5%	183.3%

Ⅲ 評価の根拠

根 拠	理 由
各職種の研修プログラムの検証・充実	新型コロナウイルス感染症が5類に位置づけられるなか、WEB形式による研修を引き続き開催したほか、感染対策に留意しつつ集合研修も開催するなどして、当初計画した主催研修全てを実施することができた。WEB形式による研修については、通信環境等の整備を図るとともに、研修プログラムを見直した。特にグループワークにおいて議論が活発化しやすい設定を行うことにより、より効果的な研修となるよう努めた。
情報セキュリティ対策の推進	全施設に対して情報セキュリティに係る注意喚起文（令和5年度：202回）を発出、情報セキュリティインシデント訓練実施及び情報セキュリティに関する自己点検を実施することで、情報セキュリティ対策の徹底等を行った。また、第三者による情報セキュリティ監査を22施設に実施し、これらの結果に基づき、各施設の情報セキュリティ対策の改善を図った。
障害者雇用の着実な実施	円滑な採用と雇用後の定着を図るため、サポートマニュアルを踏まえた実践的な活動として、本部と施設、障害者の就労を支援する機関とが連携して実習から採用、就職後の支援までを行うことにより、確実な採用、定着につなげた。